

平成18年度分 軽自動車税の 減免



軽自動車税の賦課には、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者に対する税の減免制度があります。減免を受けようとする場合は、次の事項に注意申請を行ってください。

障がい者の範囲

身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の手帳を交付されている人のうち次の範囲に該当する方

障がい者減免の範囲（甲賀市）

障害の区分		障害の程度	
		身体障がい者本人が運転	生計を一にする者・常時介護する者が運転
視覚障害	身体障がい者	1級～4級	1級～4級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
聴覚障害	身体障がい者	2級・3級	2級・3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
平衡機能障害	身体障がい者	3級	3級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
音声機能障害	身体障がい者	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合のみ）	－
	戦傷病者	特別項症～第2項症（咽頭摘出による音声機能障害がある場合のみ）	－
上肢不自由	身体障がい者	1級・2級	1級・2級
	戦傷病者	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症
下肢不自由	身体障がい者	1級～6級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
体幹不自由	身体障がい者	1級～3級・5級	1級～3級
	戦傷病者	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障がい者	1級・2級
	移動機能	戦傷病者	1級～6級
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸 } 機能障害	身体障がい者	1級・3級	1級・3級
	戦傷病者	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障がい者	1級～3級	1級～3級
知的障がい者	その障がいの程度が「重度」（療育手帳に記載された障がいの程度が「A」の方		
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る）に記載された障害等級が1級の方		

※障がい重複する場合は、個々の障がいを総合的に判断した等級が手帳に記載されています。

減免対象車両

- ・障がい者が所有し、本人が運転する軽自動車
- ※ただし、次の場合は生計同一者の車両であっても減免申請ができます。
 - ・身体障がい者が18歳未満で生計同一者の軽自動車
（身体障がい者が18歳以上になると本人名義の軽自動車では減免できません。）
 - ・精神障がい者で生計同一者の軽自動車
 - ・知的障がい者で生計同一者の軽自動車
 - ・障がい者が所有し、障がい者のみの世帯で構成されるために、障がい者を常時介護する者が使用する軽自動車

※普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台しか減免できません。

4月3日（月）～納期限（5月末日）の7日前まで

※減免決定までに時間を要するため申請されてもいったんお支払い頂く場合がありますので、できるだけ**4月中**に申請して頂きますようお願いいたします。

※申請期間を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

申請期間

申請に必要なもの

- 1.減免申請書（各支所総合窓口課にあります。）
- 2.障害者手帳
（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれかが該当するもの）
- 3.主に運転する者の運転免許証
- 4.該当車両の車検証
- 5.印鑑（本人のもの）
- 6.軽自動車税納税通知書（届いている場合のみ）

※「生計同一及び常時介護者」の場合は上記以外に別途書類が必要になります。

申請の提出先

各支所総合窓口課

【問い合わせ】 税務課 市民税係 TEL 65-0679 FAX 63-4574